

老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターにおける 指定管理の一部見直しについて

老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターの概要

区分	老人福祉センター	高齢者等健康福祉センター
設置根拠	老人福祉法第20条の7 旭川市老人福祉センター条例	旭川市高齢者等健康福祉センター 条例
設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。	高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進し、もって福祉の増進に寄与すること。
主な事業	- 生活、身上及び職業の相談指導 - 健康相談、保健指導及び機能回復訓練の実施 - 講演会、講習会等の開催 - レクリエーション活動等の促進	- 各種相談 - 機能回復訓練 - 教養講座等の開催 - 世代間交流事業の企画及び運営

● 現行の指定管理の概要

- 指定管理期間：令和4～8年度
- 業務内容：施設の管理運営及び事業の実施
- 基本協定額：467,139,185円（全額一般財源）

次期の指定管理期間に向けた検討として、利用目的等を把握するための利用者アンケートや施設を取り巻く環境の変化による影響の整理。

施設の効果的な活用に向けた検討事項の整理

北部老人福祉センター（春光2条7丁目）
1日当たり利用者数60人（令和7年度）
建築年度1980年度・延床面積約930㎡



いきいきセンター永山（永山3条19丁目）
1日当たり利用者数50人
建築年度1994年度
延床面積約480㎡



いきいきセンター新旭川（新富1条2丁目）
1日当たり利用者数61人
建築年度1993年度
延床面積約990㎡



いきいきセンター神楽（神楽4条8丁目）
1日当たり利用者数84人
建築年度2009年度
延床面積約1,120㎡

東部老人福祉センター（東旭川南1条6丁目）
1日当たり利用者数69人
建築年度1981年度
延床面積約950㎡



施設の利用目的及び理由（利用者アンケートの概要）

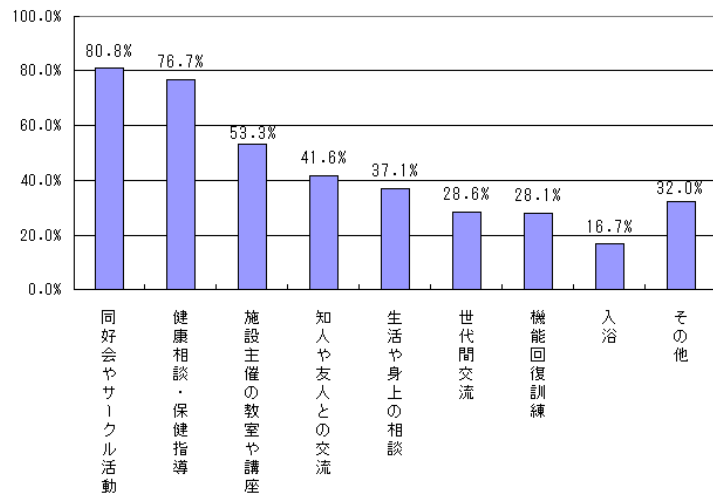
●利用者アンケートの概要

- 各施設の来館者に協力をお願いし、令和7年6月に実施（調査票回収数は合計455名）。

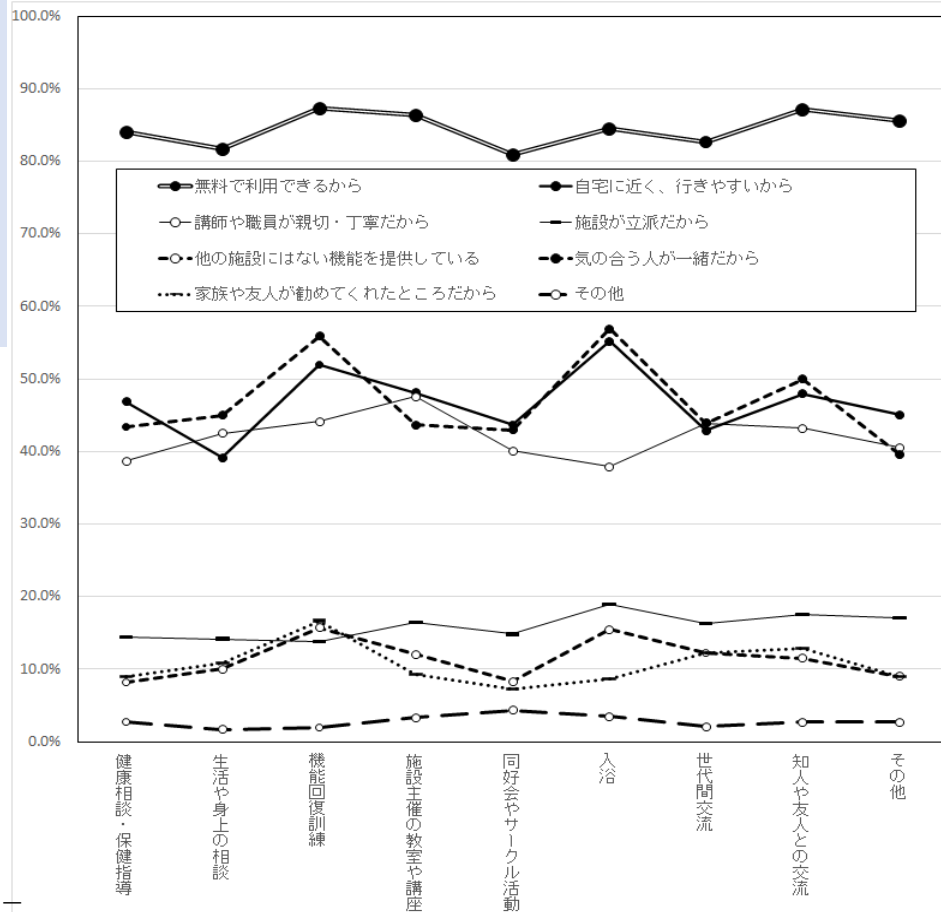
●利用実態

- 施設の利用者は、「同好会やサークル活動」と「健康相談・保健指導」を中心に利用をしており、「機能回復訓練」や「入浴」を目的とする利用者の割合は比較的低い。
- 利用目的ごとに理由の選択状況を見ると、いずれも「無料で利用できるから」を選択した者の割合が80%以上となっている。

【高齢者福祉施設を利用する時の目的】



【高齢者福祉施設を利用する時の目的と理由の関係】



施設を取り巻く環境の変化

施設を取り巻く環境の変化

施設運営や事業等に生じる影響

少子高齢化の進行

- 60歳以上人口数が占める割合は、昭和55年9月末の11%から令和6年10月1日の42%に増加（旭川市「住民基本台帳」）。
- 60～64歳人口に占める就業者の割合は、昭和55年の54.1%から令和6年の74.3%へ、65～69歳人口に占める就業者の割合は、同様に40.2%から53.6%に増加（総務省「労働力調査」）。
- 「高齢者は何歳以上か」との質問に対し、70歳以上と回答した者の割合が最も高く29.1%となっている一方、60歳以上と回答した者は1.1%にとどまっている。（内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」）
- 利用者アンケートによれば、利用者の年齢層について、60歳代が10.4%であるのに対し、70歳代が59.1%、80歳代が27.4%となっている。

利用実態や少子高齢化の進行の点から、対象年齢を60歳以上としていることや対象年齢を設定することの必要性が変化している。

集会施設等の整備状況

- 本市は、老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターの設置目的と類似し、「同好会やサークル活動」の場所である施設を多数整備している。特に、住民センター、地区センター、公民館は、市内の各地に設置している。
- 利用者アンケートによれば、老人福祉センター等の利用者のうち約59%が、定期的に利用している施設として、住民センター・地区センターや公民館を選択している。

老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターの主な利用目的である「同好会やサークル活動」について、市内各地で利用できる施設が整備されている。そのような中、引き続き、無料とするものの目的や必要性も変化している。

福祉・介護サービスの状況

各施設は、心身の健康の保持を目的として、健康相談、機能回復訓練、浴室の提供を行っているが、平成12年度の介護保険制度の施行により、既に、より多様で専門的なサービスを安定的に利用できる環境となっている。

介護保険制度の施行等により、施設に求められている専門性の変化や一部事業の形骸化が生じている。

施設の効果的な活用に向けた検討事項と進め方

●施設の効果的な活用に向けた検討事項は、次期指定管理期間（令和9年度～）に向けて検討可能な事項のほか、対象年齢設定や受益者負担の導入など、制度改正（条例改正）に向けて一定の検討期間を要する事項が含まれている。

●次期指定管理の一部見直し
・指定管理期間：令和9～11年度（3年間）
※現行の指定管理期間：令和4～8年度（5年間）
・事業の一部見直し

施設の運営に関する効果的な活用に向けた検討事項

進め方

地域住民を中心に、より多様な活動の場所として施設を活用。

対象年齢設定（60歳以上）について、3年程度の期間で廃止を含めて検討。

機能及び事業

機能及び事業に関する効果的な活用に向けた検討事項

進め方

生きがいづくり
・同好会やサークル活動
・施設主催の教室や講座

これを目的とする利用者の割合は80.8%となっており、機能を発揮しているが、同様の機能を提供している施設との公平性の整理が必要。

利用実態や他施設の状況を参考としながら、3年程度の期間で、受益者負担の導入を検討。

心身の健康の保持
・健康相談等
・機能回復訓練
・浴室の提供

○健康相談等を目的とする利用者の割合は76.7%となっているが、看護師を常時配置することの必要性の変化への対応。
○機能回復訓練及び入浴を目的とする利用者の割合は、いずれも比較的低く、形骸化や必要性の変化への対応。

○看護師の配置（常勤）から派遣に見直すことを検討。→次期指定管理期間から実施
○浴室の提供について、修繕等に多大な費用を要する状況が生じた場合に休止を含めて検討→次期指定管理期間から実施

日常生活上の不安軽減
・生活や身上の相談

○これを目的とする利用者の割合は37.1%となっている。
○少子高齢化の進行や高齢単独世帯数の増加等により、話し相手がいる場所の必要性が高まることも想定される。

継続

社会的活動への参加促進
・世代間交流事業

○これを目的とする利用者の割合は28.6%となっている。

継続